(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例案要綱に対する パブリック・コメントの概要と区の考え方について

「(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例案要綱」について、広くご意見を募集しましたところ、貴重なご意見・ご提案をお寄せいただきました。今回、いただいたご意見・ご提案の概要並びに、区の考え方を併せて公表するとともに、ご意見・ご提案をいただきました方のご協力に厚く御礼申し上げます。

パブリック・コメントの実施概要

区民意見の募集は、墨田区の定める「パブリック・コメント手続に係る基準」に則って、「(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例案要綱」に対して、下記のとおり、実施した。

(1)公表資料

(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例案要綱

(2)意見募集期間

平成22年7月1日(木)から平成22年7月30日(金)まで

- (3)意見募集の周知・公表方法
 - 1)パブリック・コメントの周知
 - 区のお知らせ
 - ・ 区ホームページ
 - ・ CATV による区提供番組
 - 2)公表資料の閲覧
 - ・ 区民情報コーナー(区役所1階)
 - ・ 区民活動推進課(区役所5階)
 - ・ 区ホームページ
- (4)意見提出方法

文書を郵送、ファックス、電子メールまたは持参により提出

(5)意見提出先

区民活動推進課

(6)意見募集の結果

パブリック・コメント意見者数 1 名 (意見数 4 件)

なお、提出された意見の概要 (パブリック・コメント) 一覧については、以下のとおり

(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例案要綱についての パブリック・コメントに対する区の考え方

第1 総則 2 用語の定義

1

第3 協治(ガバナンス)によるまちづくりを担う主体 1 区民等の役割、2 区の役割

区民の意見・提案趣旨

意見・提案に対する区の考え方

区民一人ひとりが共に考え地域の課題解決 に向け協治することは区民が安全に快適に暮 らすことができ、活力ある地域社会を実現す るための基本的なあり方だと思う。

そのような中、各町会に代表される地域活動団体やNPOを始めとする非営利活動団体については、一層の活躍を期待したい。また、区については、引き続き区民の福祉の増進と行政の効率化に対する区民の期待は大きいと考える。そのため、これらの団体と区については、条例案の中で明確に定義づけるとともに、それぞれの役割、責任についても明瞭に記載すべきと考える。

「第1 総則」「2 用語の定義(1)~ (4)」をわかりやすく説明し、地域活動団体、非営利活動団体を明記・修正する。

「(1)主体 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区のそれぞれをいう。 (2)区民等 区民(区内に住む人、働く人 及び学ぶ人)、地域活動団体、非営利活動団 体及び事業者をいう。(3)地域活動団体 地域の課題の解決及び地域住民の連携を図るため、自主的に活動を行う地域に根ざして形成された団体をいう。(4)非営利活動団体公共的な課題に関して、自主的に活動を行う団体で、(3)以外の非営利に活動する団体のうち、協治・協働の担い手になりうるものをいう。(5)事業者 区内において事業活動を行うものをいう。」 墨田区では、区内全域に町会・自治会が存在しており、親睦活動から防災・防犯など地域の課題解決までさまざまな地域活動を行っています。また、NPOなど公益活動を行う非営利活動団体も増える中、ご指摘のとおり、ともに協治(ガバナンス)を担う大きな力として、一層の活躍が期待されるところです。

一方で、地域活動団体・非営利活動団体は それぞれ、多様な目的や形があって自らの責 任において自由に活動を行っています。例え ば、地域住民の自主運営を基本に様々なスポ ーツを愛好する人々にて構成される総合型 地域スポーツクラブのように、地域活動団体 であるとともに非営利活動団体であるよう な団体も存在します。さらには町会・自治会 にあって参加層の固定化・高齢化といった課 題を抱える中、今後、地域活動団体と非営利 活動団体との融合・連携により、コミュニテ ィの再興を図ることが重要であるとも考え られます。そのような観点に立ち、地域活動 団体・非営利活動団体のそれぞれの定義・役 割について、今回、差異を設けた規定をあえ て設ける必要性はないと判断し、「区民等」 「事業者」「コミュニティ」などと「用語の 定義」について定めています。

「第3 協治によるまちづくりを担う主体」「1 区民等の役割(1)~(4)」を修正した用語の定義の区分にあわせてわかりやすく記載する。

「(1)区民等の権利 ア.区民等は協治・

上記「用語の定義」に基づき、「区民等の権利」「区民等の役割」について、協治(ガバナンス)の基本原則である「情報の共有」「参加」「協働」の3つの柱に沿って、規定しているところです。また、地域活動団体・

協働によるまちづくり実現に、区の政策過程 での参加、意見表明、提案、まちづくり協力 等を通じて参画する権利を有する。イ.区民 等は地域の課題を解決する活動に関する情 報を求める権利を有する。(2)区民の役割 区民は協治・協働によるまちづくり実現のた め、自主的な判断により参画し、自主的、自 律的な活動を行うとともに、自らの発言と行 動に責任を持つという役割を持ちます。(3) 地域活動団体の役割 地域活動団体は地域 の課題の効率的解決のために、住民相互の連 携を図る活動を行い、協治・協働によるまち づくり実現のため自主的・自律的な活動を行 うとともに、自らの発言と行動に責任を持つ という役割を持ちます。(4)非営利活動団 体の役割 非営利活動団体は自らの目的に 沿った活動を通じて、地域の課題解決に取り 組み、協治・協働によるまちづくり実現のた め自主的・自律的な活動を行うとともに、自 らの発言と行動に責任を持つという役割を 持ちます。(5)事業者の役割 事業者は協 治・協働に関する理解を深め、まちづくりに 参画する上で他の区民等及び区と連携し、及 び協力し地域社会との調和、環境への配慮そ の他社会的責任に基づいて事業活動を推進 する責任を持つという役割を持ちます。」

非営利動団体の役割を改めて規定するかに ついて、区の考え方は前述のとおりです。

3 「第3 協治によるまちづくりを担う主体」 「2 区の役割」について、地方自治法第2 条第14項及び第15項に定める文言を転記す ることによって区の役割を区民にも理解され やすくする。

「(1)区の役割 区は地方自治の本旨に基づいて区民の福祉の増進に努めるとともに最少の経費で最大の効果を挙げるよう、また常にその組織及び運営の合理化に努めるために自主的かつ自立した区政運営を行うとともに、区を構成するそれぞれが責任を果たすことを通じて共通の目標である協治・協働によるまちづくりの実現を図ります。」

この条例における区の規定については、地方自治法との関連において、区議会及び区長等の基本的な責務の確認に留めています。特に、今回は行財政運営や組織運営などについて、具体的な規定をおかず、あくまでも協治(ガバナンス)を推進するための規定に重点を置いています。

その他

	区民の意見・提案趣旨	意見・提案に対する区の考え方
4	条例案要綱の中で、「積極的に」「可能な限り」「必要に応じて」の表現が多々使用されているが、これらはいずれも漠然とした意味であることから、より具体的かつ正確な表現に修正されるよう望む。	今後、条例の運用・実践にあって、その実効性が問われる中、区や区長など協治(ガバナンス)を推進する各主体の基本的姿勢を「積極的に」と示しています。また、「可能な限り」と規定している箇所については、削除しました。なお、その条文(審議会等の委員の公募)について、必ずしも全員を公募としたり、また、「必要に応じて」と規定している条文(協働の環境整備)にあって、全てを支援したりすることはできないため、そのような表現としていますが、今後、審議会等委員の公募や協働の支援基準等を定める指針などの策定にあって、具体的に明確にしていきたいと考えています。